

○近畿地方整備局告示第159号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年12月14日

近畿地方整備局長 池田 豊人

第1 起業者の名称 福井県

第2 事業の種類 一級河川九頭竜川水系吉野瀬川ダム建設工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 福井県越前市広瀬町 186 字辻岩谷、185 字貝田ヶ瀬、184 字貝田ヶ平及び 183 字木野境、勝蓮花町 54 字花ノ谷、57 字太鼓岩、55 字吉野尾、12 字高灯笼、11 字中道、36 字具谷口、72 字加屋谷、44 字二反田、68 字一野谷、31 字渡り瀬、32 字野之下、33 字糖口山、9 字村下、8 字下八反田、6 字濟藤野、30 字下濟藤野、3 字上八反田、29 字坂ノ下、2 字滝ノ前、51 字用水及び 52 字塩柄、小野町 148 字二谷、67 字東坂ノ谷、66 字坂ノ谷、69 字南大久保、64 字大久保、63 字持越、65 字水尻后、68 字太鼓岩、62 字寺谷口、70 字高尾、60 字壺枚田、72 字彼岸出、129 字西野寺、127 字東口、73 字大口ナシ、59 字高灯笼、58 字口ナシ、76 字一伏三起、57 字下五郎、56 字下川原、75 字岩山、77 字盆野山、54 字平等、53 字尾墓、78 字雙六、89 字福録久保、52 字北田、51 字中道、109 字脇ノ山、50 字水上、96 字勢力山、137 字漆橋、23 字火与地、49 字上川原、90 字五六、93 字口加屋谷、48 字可屋谷、119

字大蔭谷、88 字猪子平、92 字一野谷、46 字北比沙門谷口、47 字上五郎、86 字下昆沙門谷、91 字神出坂、41 字下田、42 字梅ヶ平、44 字塔ノ上、40 字二反田、39 字茗荷谷、55 字前坂、150 字高尾及び 151 字一伏三起、丸岡町 65 字小竜及び 80 字深谷並びに勾当原町 86 字日向山及び 74 字口塩唐地内

2 使用の部分 なし

第 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、福井県越前市広瀬町地内、勝蓮花町地内、小野町地内、丸岡町地内及び勾当原町地内に施行する「一級河川九頭竜川水系吉野瀬川ダム建設工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 1 項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第 3 条第 2 号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第 9 条第 1 項の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、本件事業は同法第 9 条第 2 項に基づく指定区間に該当し、同項の規定により、指定区間内の一級河川の管理は都道府県知事が行うものとされていることなどから、起業者である福井県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断さ

れる。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川九頭竜川水系吉野瀬川(以下「吉野瀬川」という。)は、福井県嶺北南部に位置し、その源を越前市と南条郡南越前町の境界に位置する矢良巢岳(標高 472m)に発し、越前市側の山間部を北流後、支川当ヶ峰川、大虫川、沖田川、小松川及び河濯川をそれぞれ合わせ、鯖江市鳥井町において日野川に合流する幹川流路延長 18.02 km、流域面積 59.0km² の一級河川である。

吉野瀬川流域(以下「当流域」という)は、福井県嶺北南部に位置する越前市及び鯖江市を擁し、中流部は稲作を中心とした耕地、下流部は裁判所、警察署、消防署、公民館、小学校等の公共施設及びJR、私鉄の交通施設が存するなど、福井県嶺北地方の基盤をなしており、その流水はかんがい用水としても利用されている。

しかしながら、当流域では、沿川の越前市及び隣接する鯖江市の市街化が進んでいるにもかかわらず、吉野瀬川の流下能力が不足していることから、幾度となく洪水による被害が発生しており、平成 10 年 9 月、平成 18 年 7 月に被害が発生している他、平成 25 年には、7 月の降雨では当流域の 4,478 世帯 12,757 人に避難勧告が発令、9 月の台風 18 号では全国初の大雨特別警報が福井県全域に発表される中、当流域の 3,980 世帯 11,155 人に避難勧告が発令されている。

このように、当流域では洪水被害が発生している一方、しばしば渇水被害にも見舞われており、平成 6 年には深刻な水不足に陥り、既得用水や河川環境維持のための水量を安定的に確保できない状況となっている。

このような状況に対処するため、吉野瀬川を含む九頭竜川水系日野川ブロックの治水対策としては、平成 18 年 2 月に「九頭竜川水系河川整備基本方針」が、平成 19 年 2 月に「九頭竜川水系日野川ブロック河川整備計画」(平成 21 年 8 月一部変更。以下「整備計画」という。)

が策定され、吉野瀬川に関しては、概ね 30 年に 1 回程度の確率で発生する規模の洪水を対象として、家久基準点における基本高水のピーク流量 $420 \text{ m}^3/\text{秒}$ のうち、新たに吉野瀬川ダムを建設することにより $100 \text{ m}^3/\text{秒}$ 調節を行い、計画高水流量を $320 \text{ m}^3/\text{秒}$ に軽減する計画としている。

また、概ね 10 年に 1 回程度の確率で発生する規模の渇水に対して、流水の正常な機能を維持するために必要な流量（吉野瀬川ダム地点で最大 $0.28 \text{ m}^3/\text{秒}$ 、最下流地点で最大 $0.22 \text{ m}^3/\text{秒}$ ）（以下、「維持流量」という。）を確保することとしている。

本件事業については、河川法第 79 条第 1 項により認可を受けた「ダム等建設事業全体計画」において、吉野瀬川ダム地点における基本高水のピーク流量 $200 \text{ m}^3/\text{秒}$ のうち $175 \text{ m}^3/\text{秒}$ を調節するために必要な容量 $5,700,000 \text{ m}^3$ 及び利水容量（流水の正常な機能の維持） $1,100,000 \text{ m}^3$ を確保することとしており、吉野瀬川の氾濫による洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持を目的とした治水ダムを建設するものである。本件事業の完成により、当流域の下流部の河川改修と相まって、整備計画に定められた概ね 30 年に 1 回程度の確率で発生する規模の洪水に対して洪水調節を行うことが可能となり、当流域における洪水被害が軽減されることになる。また、概ね 10 年に 1 回程度の確率で発生する規模の渇水時においても、維持流量を確保することが可能となる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は、事業の実施による環境への影響の調査・予測・評価を実施している。その結果によると、大気質、騒音、振動については環境基準等を満足すると評価し、水質については、工事実施に伴う濁水の発生、供用後の富栄養化の対策のため、濁水処理

施設及び選択取水設備を設置するなどの保全措置により、環境への影響が回避・軽減されると予測されていることから、起業者はこれらの措置を講ずることとしている。

また、同調査等によると、本件事業区域内において、動物については、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）における特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるヒシクイ及びオジロワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ、ハヤブサ及びアベサンショウウオ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているアオヘリアオゴミムシ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等、準絶滅危惧として掲載されているハチクマ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているナツエビネ等、準絶滅危惧として掲載されているイヌタヌキモ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されていることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについては、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されるものと予測されている。

主な保全措置として、アベサンショウウオについては、主な生息環境と推定される耕作地及び湿地の改変は一部に限られるが、希少両生類であること、生息環境が限られること及び改変により生息環境が消失することから、工事実施に際して生息代替地へ移殖するなどの保全措置を講ずることとしている。ナツエビネ等については、現地調査で確認された地点を一部改変することから、改変区域内の個体の一部を生育代替地へ移殖するなどの保全措置を講ずることとしている。また、今後工事による改変区域及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて吉野瀬川ダム自然環境検討会及び学識者からの指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

このほか、本件事業区域内においては、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が2箇所存在するが、平成23年度に発掘調査が完了しており、記録保存等の必要な措置を講じているものである。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、吉野瀬川の氾濫による洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持を目的として、堤高58.0m、総貯水容量7,800,000 m³の重力式コンクリートダムを建設する事業であり、本件事業の事業計画は、これらに必要な水量を確保するうえで適正な規模であると認められ、また河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業のダムサイトについては、当流域の広瀬町から小野町において、貯水に必要なダム高を確保するため十分な高さを備えた狭隘な谷地形であること、岩盤がダムサイトに適していること、有効貯水容量が確保できること等を条件として検討を行った結果、申請案のほか、申請案の約290m上流に建設する案、申請案の約660m上流に建設する案の3案による比較が行われている。

申請案と他の2案とを比較すると、申請案は取得必要面積が最も少ないこと、地形及び地質が最も適しており施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的、経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、当流域では幾度も洪水被害が発生していること、既得用水や河川環境維持のための水量を安定的に確保できない状況となっていることなどから、洪水調節を行うことによる洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、越前市等より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

したがって、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 福井県越前市役所